様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025　　年　　6月　　2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） てっけんけんせつ  一般事業主の氏名又は名称 鉄建建設 株式会社  （ふりがな） いとう やすし  （法人の場合）代表者の氏名 伊藤 泰司  住所　〒101-8366 東京都千代田区神田三崎町二丁目5番3号  法人番号　2010001008709  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 鉄建建設のDX(当社ホームページ) | | 公表日 | 2025年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.tekken.co.jp/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 鉄建建設のDX  「企業経営の方向性(経営ビジョン)」  2021年4月にDX推進室を立ち上げ、以降3年間を「基礎整備フェーズ」と位置付け、DXの推進に取り組んできました。そして、2024年4月、新たな中期経営計画2028を発表し、「基礎整備フェーズ」から、整備したデジタル基盤を活用し、業務の効率化だけではなく、高度化を進め、その成果を企業の総合力へとつなげる「価値創出フェーズ」へと移行しました。このフェーズでは、「経営の高度化」「業務変革と人材育成」「デジタル基盤強化」の3方針をかかげました。  「5年後に向けたDX戦略」  ・建設プロセス改革  ・業務プロセス改革  ・デジタル人材育成  ・データマネジメント  ・ICT基盤/セキュリティ | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認後、社内外に公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 鉄建建設のDX(当社ホームページ) 2. 統合報告書2024 | | 公表日 | 1. 2025年4月1日 2. 2024年8月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法：当社ホームページに掲載   公表場所：<https://www.tekken.co.jp/dx.html>  ■「1-1」TK Construction Flow 360の構築  ■「1-2」営業支援  ■「1-3」キャリア形成/育成   1. 公表方法：統合報告書2024に掲載   公表場所： <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS70541/0d1ba3e0/7eb5/4ec9/8677/98ad9afb80bf/20240829142805087s.pdf>  記載ページ：P42  ■「基幹システムの刷新」 | | 記載内容抜粋 | ①　■「1-1」TK Construction Flow 360の構築  土木部門では、PC・RC構造物の計画・施工過程で発生する多種多様なデータを一元管理し、連携・活用するためのプラットフォーム構築を進めており、順次運用範囲を拡大していく予定です。 また、建築部門では、社内ワーキンググループを中心に議論を重ね、BIM推進ロードマップの策定を進めてきました。2024年度末からは、本社設計部を中心に作業所へのBIMライセンスの適用を拡大することで、2028年度までに現場業務の20%削減し、効率化をめざしています。  ■「1-2」営業支援  ～基幹システムと連携した営業支援システムによる案件の見える化～ 基幹システムのアップデートに伴い、営業支援システムとの案件情報の連携を開始しました。案件情報と営業記録を紐づけながらデータを蓄積し、案件情報の可視化を進めています。動的シミュレーションなどの可視化機能も充実し、本支店間で鮮度の高い情報を共有しながら会議が可能になりました。今後は、受注確度や利益率の傾向を分析し、案件選別を通じてより効果的な営業活動につなげていきます。  ■「1-3」キャリア形成/育成  ～タレントマネジメントシステムの導入による人材データの一元管理・可視化～ 人材データを一元管理し、可視化するタレントマネジメントシステムを2025年4月導入しました。 組織にとっては、人材の現状をリアルタイムに把握できたり、キャリア形成を踏まえたシミュレーションが可能です。また、個人にとっても、自己の成長やスキルを把握でき自律的に行動を起こせます。データを可視化・分析することで最適な育成と戦略的配置へと進化し、人的資源の最大活用をめざします。  ②■基幹システムの刷新  2021年度から検討を開始し2024年4月に新しい基幹システムの稼働を開始しました。新基幹システムは単純な会計システムにとどまらず、営業、工事、会計が連動しバックオフィス業務が飛躍的に効率化されることをめざし構築したものです。大きなシステム改変のため運用ルールの改訂とともに、成熟度を高めていく予定です。また、蓄積されたデータを分析することで、より高速・高度な判断を行うなど、データに基づく意思決定が当たり前となる経営をめざしています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認後、社内外に公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 鉄建建設のDX(当社ホームページ)   記載箇所：DX推進体制/DX人材育成ビジョン   1. 統合報告書2024   記載箇所：P43 DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①DX推進体制/DX人材育成ビジョン  当社ではIT・DXリテラシー向上を目的に「DX人材育成ビジョン」と「DX人材育成フレームワーク」を定めています。DX人材育成ビジョンでは、業務推進力の高い社員にはさらなるデジタルスキルの習得を促し、IT部門でも高度な人材の育成が必要です。また、最も重要なのは、ビジネスとITの橋渡し役となり、アイデアを創出するDX推進人材を増やし、そのレベルを向上させることです。これらの取り組みにより、社員の成長を支援し、組織全体でDX推進を加速させていきます。  ②DX推進体制  本社のDX推進室を中心に、全国各支店にDX推進グループを設置しています。社員の声を集約し、課題を共有しながら各種施策の落とし込みや、本社とのコミュニケーションを定期的に行い円滑なDX推進に欠かせない存在となっています。 |   ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 統合報告書2024  P18 成長への投資  P22 資本政策 | | 記載内容抜粋 | ・成長への投資(DX関連投資)  【短期目標】2024年度目標15億  【長期目標】2028年度目標5か年累計70億円  ・資本政策  DX・人材等の基盤戦略投資で40億円 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024 | | 公表日 | 2024年8月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：統合報告書2024に掲載  公表場所： <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS70541/0d1ba3e0/7eb5/4ec9/8677/98ad9afb80bf/20240829142805087s.pdf>  記載ページ：  P26売上、利益生産性の向上  P32 安全管理の更なる合理化・効率化 | | 記載内容抜粋 | ・売上、利益生産性の向上  現場業務の効率化は企業存続のための経営課題として取り組んでいかなければなりません。そこで当社は、さまざまな施策により現場業務の20%効率化(2028年度)をめざし、これらの課題に対応していきます。まずは、建設DXや業務DXを駆使してこれまでの業務負担を軽減させるとともに、BPOの活用範囲を広げ、人手不足の問題に対応していきます。  ・安全管理の更なる合理化・効率化  施工管理業務のクラウド化(「Buildee」サービス)による業務の軽減・効率化を図ります。特に2025年度からは、Builee活用率100%とペーパーレス化を進めます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年4月1日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.tekken.co.jp/dx.html> | | 発信内容 | 当社は、2021年4月にDX推進室を立ち上げ、以降の3年間を「基盤整備フェーズ」と位置づけ、DXの推進に取り組んできました。この期間においては、「DXに対する意識改革」「デジタルリテラシーの向上」「基盤インフラの整備」の3つの方針のもと、デジタル変革の土台を築いてきました。  そして2024年4月、新たな[中期経営計画2028](https://www.tekken.co.jp/ir/growth-strategy.html)を発表し、「基盤整備フェーズ」から、整備したデジタル基盤を活用し、業務の効率化だけでなく高度化を進め、その成果を企業の総合力へとつなげる「価値創出フェーズ」へと移行しました。このフェーズでは、「経営の高度化」「業務変革と人材育成」「デジタル基盤強化」の3方針をかかげました。これらの3つの方針のもと、DX推進室では   1. BIM/CIMやIoTなどのデジタル技術を活用し、モノづくりのプロセスや管理方法を変革する「建設プロセス改革」 2. 業務の自動化や生成AIの活用によって業務体制を転換する「業務プロセス改革」 3. これらを担うDX推進人材を育成する「人材育成」 4. 蓄積データの管理・可視化・活用を強化する「データマネジメント」 5. 環境変化に適応し、強靭なデジタル環境を構築する「ICT基盤とセキュリティの最適化」 の5つの戦略に取り組みます。これらの戦略を強力に推進することで、経営目標の達成につなげ、当社のさらなる成長を実現していきます。さらに、2029年以降の「持続成長フェーズ」では、新たな収益構造の構築、新規事業の開拓、そして従業員満足度やエンゲージメントの向上を図り、持続的な成長をめざします。当社は、これからもDXの推進を通じて企業価値を高め、社会に貢献し続けることをお約束します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　　12月頃　～　　　2025年　　4月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断 フォーマット」に沿って、自己分析を行いました。当該記入済みフォーマットをIPAの自己診断結果入力サイトより入力済みです。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年4月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | ・情報セキュリティ規定の刷新  2024年4月に、電子情報の取り扱いやセキュリティに関する管理レベルの維持・向上、ステークホルダーへの安全・安心の提供、信頼関係の維持を目的として、「情報セキュリティ規程」「情報セキュリティ要領」「情報セキュリティインシデント対応マニュアル」を刷新しました。  デジタル技術やサービスの進展に合わせて用語の統一や内容の更新を行いました。「情報セキュリティインシデント対応マニュアル」では、万一情報セキュリティインシデントが発生した際の迅速な対応、復旧、および適切な再発防止を図るために、事業への影響度合いによってレベル判断を行い、そのレベルに応じた具体的な対応部門や対応手順を定めています。  ・Tekken－CSIRT(テッケンシーサート)の編成  重大なセキュリティインシデントが発生した場合のに対応組織として、「Tekken-CSIRT」を編成しています。 対策本部長(情報システム統括責任者：DX推進室長)をトップとし、複数の専門班を設けて有事に対応します。2023年度には、DX推進室が主催して模擬訓練を行い、対応力の向上に努めています。  ・継続的なセキュリティ対策  リスク管理委員会での議論や決定方針に基づき、情報システム部門を中心に、さまざまなセキュリティ対策を継続しています。対策は、訓練や社員教育などのソフト面の対策と、セキュリティ設備や外部監視などのハード面の対策をバランス良く組み合わせ、継続的に強化しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。